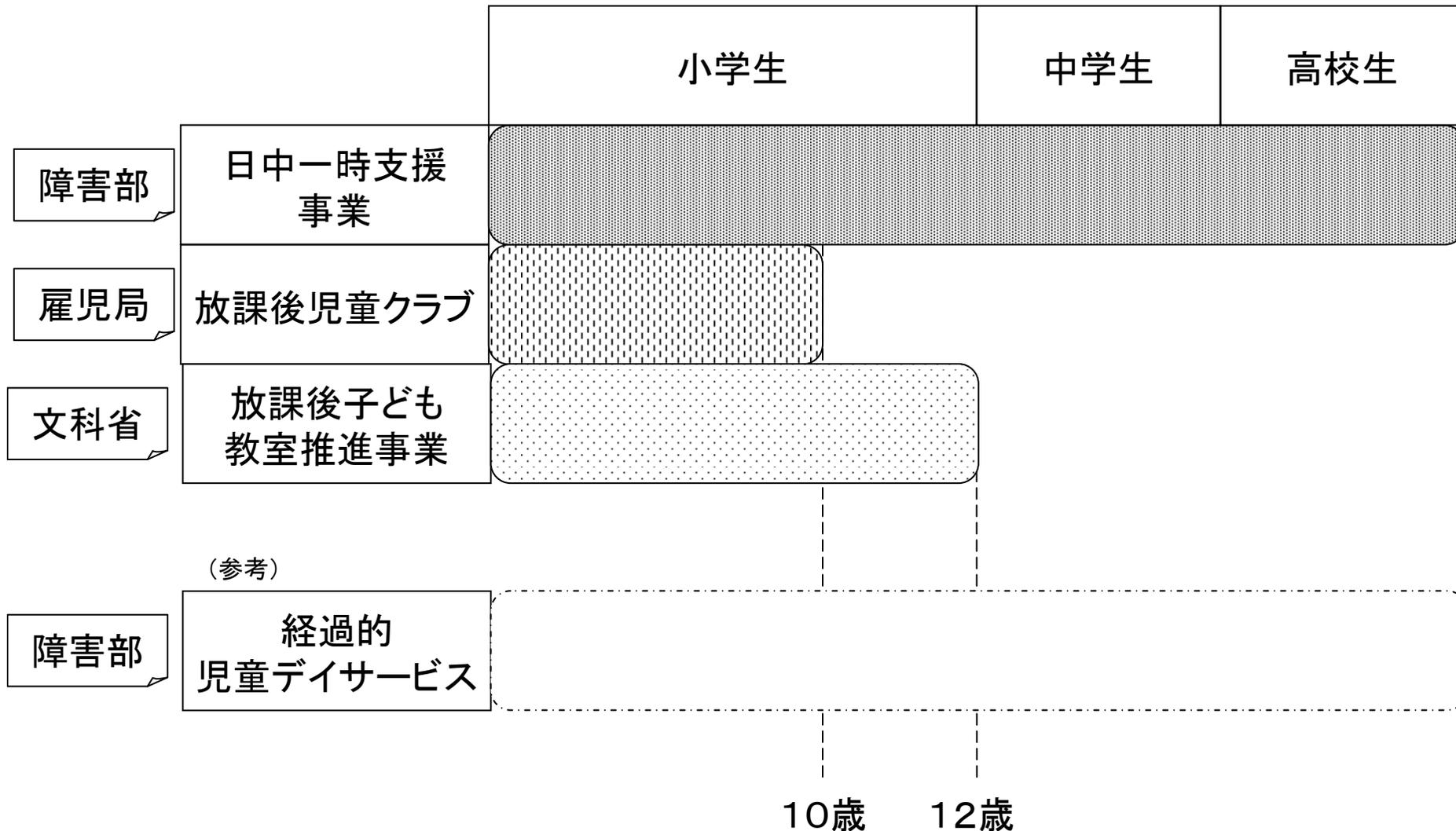


3. 学齢期・青年期の支援策

(参考資料)

年齢別の児童に対する放課後支援

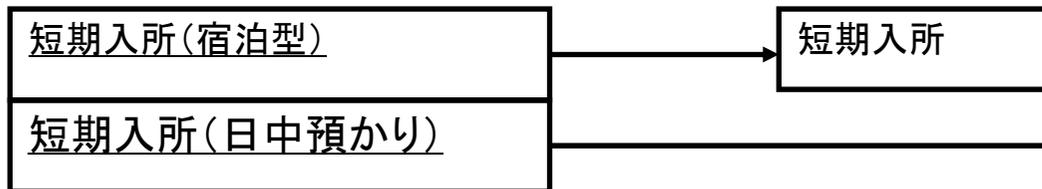


障害児が利用できる放課後支援策について

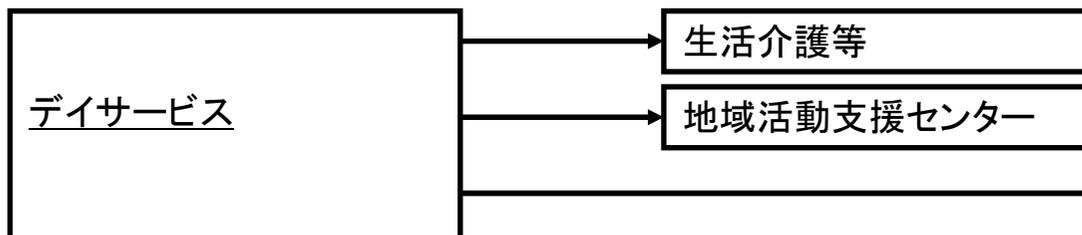
	事業概要	対象者	実施主体 (実施場所)	20年度予算額 日額or月額	平成19年度か所数 (障害児受入か所数)
日中一時支援事業 (障害部)	日中において <u>監護する者がいない</u> ため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。	障害児(者)	市町村 (特段の定めなし)	地域生活支援事業 (400億円)の内数 (補助金) 自治体毎の判断	1,527市町村 で実施
放課後児童クラブ (雇児局)	共働き家庭など <u>留守家庭</u> のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。	留守家庭の おおむね 10歳未満の 児童	市町村 (小学校の余裕教室、 児童館等)	187億円 (補助金) 1クラブ当たり 月額20万円 ※児童数36~70人の場合	16,685か所 (6,538か所) ※H19.5.1現在
放課後子ども教室 推進事業 (文科省)	放課後や週末等に <u>すべての子ども</u> を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組みを推進する。	主に小学生	市町村 (小学校の余裕教室等)	78億円 (補助金) 自治体毎の判断	6,267か所* (一) *見込を含む
(参考) 児童デイサービス事業 (障害部)	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への <u>適応訓練</u> を行う。	就学前児童を 原則	市町村 (特段の定めなし)	介護給付費 (日中活動・居住サービス (3,740億円))の内数 (負担金) 1人日額 2,830円 *11~20人の定員の場合	1,092か所 ※H18.10.1現在

日中一時支援事業と児童デイサービス

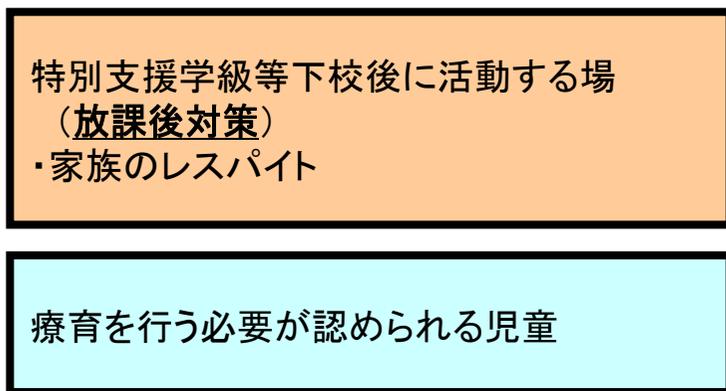
○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



○ 児童デイサービス・タイムケア事業



日中一時支援事業

・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

※ 知的障害者・身体障害者についても利用可。
(年齢要件を緩和)

児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業

日中一時支援事業

【利用者】

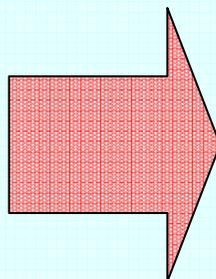
- 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者(児)
従来の「障害児タイムケア事業」、「知的障害児・者短期入所事業の日中預かり」、「身体・知的障害者
デイサービス事業」の一部を取り込む形で地域生活支援事業(市町村が行う事業)に位置づけ。

障害児タイムケア事業等の再編

障害児タイムケア事業

知的障害児・者短期入所
事業の日中預かり

小規模な身体障害者・
知的障害者デイサービス



日中一時支援事業

知的障害者・身体障害者につい
ても利用可(年齢要件を緩和)

【サービス内容等】

- 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

【利用定員等】

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

【実施状況】

【H18'】 1,397市町村(76.5%) ⇒ 【H19'】 1,527市町村(84.0%)

児童デイサービス

【対象児童】

○ 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等に対応

【事業内容】

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。
- 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。
- 個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係 機関と連携を図る。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 指導員又は保育士
10:2以上

【報酬単価】

508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

〔経過措置の取扱い〕

平成18年9月30日において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

【対象児童】

- 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童（必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める）。

【事業内容】

- 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。（必ずしも、1対1での指導時間を必要としない）。



【人員配置】

- 指導員又は保育士
15:2以上

【報酬単価】

283単位（1日あたり平均利用人員11～20人）

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

【現状】(平成19年5月現在)

- クラブ数 16,685か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ3/4程度)
⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 749,478人(全国の小学校1~3年生約357万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 14,029人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,253か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

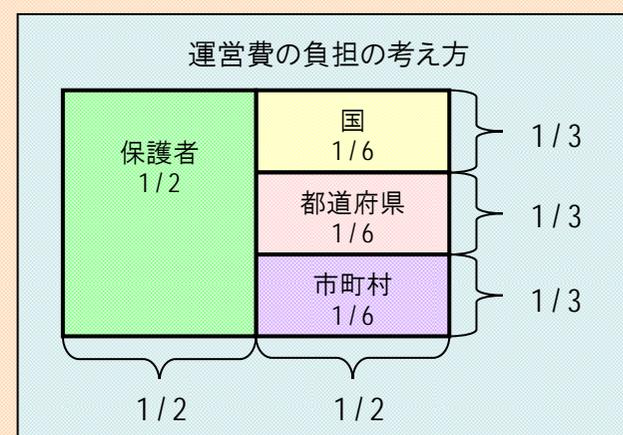
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。

・児童数36~70人の場合、基準額(案):240.8万円

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額(案):1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額(案):700万円)、備品購入のみの場合(基準額(案):100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児の受入れの現状】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加してきている。

【障害児の受入れ推進のための国の補助】（平成19年度）

- 放課後児童クラブには、国において運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、これに加え、障害児の受入れに必要な経費を、上乗せ補助している。（障害児受入推進費）

- 障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革
平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設
[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]
平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]
※障害児受入加算に名称変更
平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]
※障害児受入推進費に名称変更

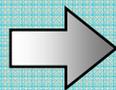
【障害児受入推進費の見直し】（平成20年度予算での対応）

- 発達障害など障害の種類や程度の多様化や受入れ児童数の増加等に伴い、現場では、対応が難しく、指導員が苦慮するケースが増加しているとの声を多く聞くようになったことから、
 - ・ 多様化する障害の種別や程度に適切に対応できる指導員の確保、
 - ・ 障害児を担当する指導員の資質の向上をより一層推進するため、平成20年度予算において、障害児受入推進費について以下の改善を行うこととしている。

【改善内容】

- 市町村の責任の基に専門的知識等を有する指導員（一定の研修受講の義務化等）を各クラブに配置する補助方式に変更

[現行] 各クラブにおいて指導員を確保
1クラブ当たり加算年額 687千円



[改善後] 市町村が適切な指導員を確保し、各クラブに派遣、
あるいは、クラブが確保した指導員に市町村等が研修機会
を提供するなど、当該指導員の資質向上を支援
1クラブ当たり加算年額 1,421千円

※ その他、障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。（補助額：100万円）